

川口市 S K I P シ テ ィ C 2 街 区 利 活 用 事 業 者 選 定 委 員 会 設 置 要 綱

(設置)

第1条 S K I P シ テ ィ C 2 街 区 利 活 用 事 業 者 の 募 集 を 実 施 す る に あ た り、プ ロ ポ ー ザ ル 方 式 に よ り 最 適 な 候 補 者 を 厳 正 か つ 公 正 に 選 定 す る た め、川 口 市 S K I P シ テ ィ C 2 街 区 利 活 用 事 業 者 選 定 委 員 会 (以 下「委 員 会」とい う。) を 設 置 す る。

(所掌事務)

第2条 委 員 会 は、S K I P シ テ ィ C 2 街 区 利 活 用 事 業 者 と し て 最 適 な 候 補 者 を 特 定 す る。

(組織)

第3条 委 員 会 は、委 員 8 人 を も っ て 組 織 す る。

2 委 員 は、次 に 掲 げ る 者 の う ち か ら 市 長 が 依 頼 し、承 諾 し た 者 と す る。

- (1) 知 識 経 験 者
- (2) 産 業 団 体 を 代 表 す る 者
- (3) 市 内 の 地 縁 団 体 か ら 選 出 さ れ た 者
- (4) 川 口 市 経 済 部 担 当 副 市 長
- (5) 川 口 市 技 監 兼 都 市 計 画 部 長
- (6) 川 口 市 経 済 部 長

(委員の任期)

第4条 委 員 の 任 期 は、委 嘱 の 日 か ら 第 2 条 の 所 掌 事 務 が 完 了 し た 日 ま で と す る。

(会議)

第5条 委 員 会 は 委 員 の 過 半 数 が 出 席 し な け れ ば 会 議 を 開 く こ と が で き な い。

2 事 務 局 は 会 務 を 総 理 す る。

3 委 員 会 は、必 要 が あ る と 認 め る と き は、審 議 事 項 に 関 し て 関 係 者 の 出 席 を 求 め、意 見 を 聴 く こ と が で き る。

4 委 員 会 は、非 公 開 と す る。

(中立の保持)

第6条 委 員 は、当 該 プ ロ ポ ー ザ ル に 参 加 し て い る 者 に 対 し て、特 定 の 利 益 又 は 不 利 益 を 与 え る 行 為 を し て は な ら な い。

2 委 員 は、直 接 間 接 を 問 わ ず、提 案 者 と し て 当 該 プ ロ ポ ー ザ ル に 参 加 し て は な ら な い。

3 委 員 は、提 案 者 と 利 害 関 係 が あ る 場 合 は、選 定 に 関 与 し な い も の と す る。

(評価方法)

第7条 利 活 用 事 業 者 と し て 最 適 な 候 補 者 の 特 定 は、プ ロ ポ ー ザ ル 参 加 者 か ら 提 出 さ れ た 提 案 書 の 内 容 及 び プ レ ゼ ン テ ー シ ョ ン 審 査 の 評 価 結 果 に よ り 行 う。

2 候 補 者 は、委 員 全 員 の 評 価 を 基 に 特 定 す る。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、経済部S K I Pシティ整備室に置き、委員会の庶務を行う。

(報償費等)

第9条 委員に対する報償費等は、予算の範囲内において別に定める。

(秘密の保持)

第10条 委員会の委員は、委員会の会議の内容又は職務上知り得た秘密を厳守しなければならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、事務局が委員会に諮って定める。

附則

この要綱は、令和4年10月14日から施行する。